

相続手続きに必要な主な書類(例)

下記は必要書類は一般的なケースとしての記載です。

場合によっては必要書類が異なる場合がありますので、事前に窓口にお問い合わせください。

貯金等の相続に必要な書類		入手先
遺言書がある	遺言書	
	遺言書検認調書謄本(検認済証明書および検認済通知書を含む) または遺言書情報証明書 (自筆証書遺言の場合)	家庭裁判所 または 法務局
	亡くなられた方の戸籍(除籍)謄本 ※1 (死亡の事実の記載がある戸籍(除籍)謄本)	本籍地の 市町村役場
	相続人(受遺者)・遺言執行者の印鑑登録証明書 ※2、※3	市町村役場
	委任状(法律の専門家等の第三者に委任する場合)※4	
	相続手続依頼書	JA窓口
	通帳、証書、キャッシュカード等	
遺産分割協議書がある	遺産分割協議書	
	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本※1 (除籍謄本・改製原戸籍を含む)	本籍地の 市町村役場
	相続人の戸籍謄本 ※1 (亡くなられた方の戸籍だけでは相続人の確認ができない場合)	市町村役場
	相続人の印鑑登録証明書※2	市町村役場
	委任状(法律の専門家等の第三者に委任する場合)※4	
	相続手続依頼書	JA窓口
	通帳、証書、キャッシュカード等	
遺産分割協議書がない 遺言書	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本※1 (除籍謄本・改製原戸籍を含む)	本籍地の 市町村役場
	相続人の戸籍謄本 ※1 (亡くなられた方の戸籍だけでは相続人の確認ができない場合)	市町村役場
	相続人の印鑑登録証明書※2	市町村役場
	委任状(法律の専門家等の第三者に委任する場合)※4	
	相続手続依頼書	JA窓口
	通帳、証書、キャッシュカード等	

※1 法務局(登記所)が発行した「法定相続情報一覧図の写し」でも代用できます。

※2 発行日から6か月以内の印鑑証明書をご用意ください。

※3 相続人の戸籍謄本が必要な場合があります。

※4 法律の専門家とは、弁護士・公認会計士・司法書士・行政書士・税理士等の法律の専門知識を有する者をいいます。また、受遺者の方の印鑑証明書も必要となります。

※5 家庭裁判所による遺産分割調停書謄本・審判書謄本がある場合など、上記に該当しない場合もございます。